

芦屋市職員分限懲戒審査委員会規則

昭和53年2月22日

規則第4号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条または第29条の規定に基づき、職員の分限処分（法第28条第1項第2号および同条第2項第1号の規定による処分を除く。）または懲戒処分の公正を期するため、芦屋市職員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、9人以内の委員をもつて構成し、委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもつて充てる。

3 副委員長は2人以内とし、委員の互選により定める。

4 委員は、別に市長が任命するほか、外部委員について、次に掲げる者から委嘱することができる。

(1) 弁護士の資格を有する者

(2) その他市長が特に必要と認める者

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、委員会を統轄し、会務を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 外部委員の任期は、当該事案に係る審査が終了するまでとし、その他の委員については1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠員となつたときは、補欠委員を任命し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

4 委員は、自己に関係ある事件の会議に出席することはできない。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、事件の審議のため必要があると認めるときは、事件の本人および関係者に対して委員会に出席を求め、または必要な資料等の提出を求めることができる。

(審査結果の報告)

第7条 委員会において議決したときは、委員長は、その結果を文書により、すみやかに市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(書記)

第9条 委員会には、事務を処理するため、書記をおく。

2 書記は、人事課長をもつてこれにあてる。

3 書記は、委員長の命をうけ、委員会の庶務に従事する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(芦屋市雇員傭人懲戒規則の廃止)

2 芦屋市雇員傭人懲戒規則（昭和23年芦屋市規則第8号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日規則第23号抄）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月21日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。